

裁判員裁判対象事件における被疑者取調べの録音・録画の試行的拡大

1 実施事件数【3頁】

- ・ 実施件数 1906件(約77.3%)
- ・ 不実施件数 559件(約22.7%)
- ※ 対象事件の罪名で公判請求したものに限り
- ・ 実施件数 946件(約94.1%)
- ・ 不実施件数 59件(約5.9%)

2 録音・録画の範囲別内訳【4頁】

全過程 1906件中399件(約20.9%)

※ 対象事件の罪名で公判請求したものに限り
946件中182件(約19.2%)

3 録音・録画の実施回数等【13頁】 ☆日数単位(以下同)

○ 実施事件全体 約2.5回

○ 全過程 約3.9回 ○ 一部録画 約2.1回

※ 1事件当たりの平均。試行的拡大前は、平均約1.0回

4 実施時期別内訳【7頁】

- ・ 録音・録画を行った4702回の取調べのうち1139回(約24.2%)は勾留請求時まで実施。
- ・ 一部録画(3162回)に限ると、754回(約23.8%)が勾留請求時まで実施。

5 実施直前の認否別内訳【12頁】

| | 自白 | 否認 | 黙秘 |
|------|-------------------|-------------------|----------------|
| 全過程 | 780回 (約50.6%) | 740回 (約48.1%) | 20回 (約1.3%) |
| 一部録画 | 1591回 (約50.3%) | 1501回 (約47.5%) | 70回 (約2.2%) |

6 録音・録画の総時間数【15頁】

| | 録音・録画時間 (1事件当たりの平均) | 取調べ時間に占める録音・録画時間※ |
|------|------------------------|-------------------|
| 全過程 | 約7時間12分 | 実施事件全体 約61.4% |
| 一部録画 | 約4時間21分 | 一部録画 約53.7% |

※数字は平成24年3月のもの

7 捜査・公判における使用状況等【25頁】

- 89件で精神鑑定の資料として使用
- 平成23年9月以降に公判前整理手続が終了し、捜査段階に録音・録画を実施した事件671件中、457件についてDVD等を証拠開示。うちDVD等を証拠調べ請求した47件中43件について第一審判決がなされており、このうち38件で証拠採用(34件が任意性立証)されたが、任意性の欠如を理由に供述調書を採用しなかった事例はなし。

○ 録音・録画の不実施理由【16頁】

- 録音・録画を一切行わなかった事件(559件)に関し、録音・録画を行わなかった取調べ(1551回)別の不実施理由(16頁)
 - ・ 対象事件としての起訴見込みなし…491回
 - ・ 録音・録画の必要はない…374回
 - ・ 録音・録画は適当でない…234回
 - ・ 被疑者が録音・録画を拒否した…200回
 - ・ 時間的又は物理的に困難…166回
 - ・ 組織犯罪等で、取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の保護や協力確保に支障を生じるおそれ等あり…89回
 - ・ 外国人事件で、通訳人の協力が得られなかった…1件
 - ・ その他…97回
- ※ 対象事件の罪名で公判請求した事件のうち録音・録画を1回も実施していない59件に係る録音・録画をしていない取調べ(203回)について見ると、被疑者が録音・録画を拒否した(87回)、録音・録画は適当でない(42回)、録音・録画は必要ない(28回)、組織犯罪等で取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の保護や協力確保に支障を生じるおそれ等あり(24回)、時間的又は物理的に困難(20回)、その他(8回)の順

- 一部の録音・録画を行った事件(1507件)に関し、録音・録画を行わなかった取調べ(2464回)別の不実施理由(18頁)
 - ・ 録音・録画は必要ないと考えた…884回
 - ・ 時間的・物理的に困難であった…681回
 - ・ 録音・録画は適当でないと考えた…397回
 - ・ 対象事件としての起訴見込みなし…286回
 - ・ 被疑者が録音・録画を拒否した…149回
 - ・ 組織犯罪等で、取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の保護や協力確保に支障を生じるおそれ等あり…94回
 - ・ 外国人事件で、通訳人の協力が得られなかった…1件
 - ・ その他…186回

○ 取調べの録音・録画の有効性【33頁】

1 供述の任意性・信用性の判断が行いやすいこと(33頁)

文字情報のみが残される供述調書と異なり、被疑者の供述態度も含めて記録されるため、供述態度を踏まえた供述の吟味ができる。具体的には

- 被疑者の供述態度や書面では残しづらい内容が記録される
- 迫真性のある詳細な供述が被疑者自身の言葉でなされていることが記録される
- 被疑者が否認から自白に転じた理由について、十分な供述がなされている状況が記録される
- 身柄拘束当初の録音・録画下における取調べで認めていた被疑者が後に供述を変更した場合でも当初の供述が記録されている

2 署名指印拒否の被疑者の供述内容を記録化できること(36頁)

供述調書の署名指印を拒否していながら、録音・録画には応じる被疑者については、その供述内容を記録化できる。

3 争点の解消に資すること(36頁)

録音・録画のDVD等を証拠開示するなどした後に、弁護士が争点につき争わない方針に転換するなど争点の解消に資する場合がある。

4 取調べが適正になされていることが記録されること(37頁)

取調べが適正になされていることが記録され、取調べの適正に関する被疑者・弁護人の申立てに対する真偽の判断が容易になる。(録音・録画の中で、被疑者がそれ以前に行われた録音・録画していない取調べに対する不満を述べた例や、録音・録画していない取調べについて問題がない旨述べたことが記録できた例の報告あり。)

○ 取調べの録音・録画の問題点【39頁】

1 被疑者側への影響(39頁)

ア 被疑者が供述をしづらくなること(39頁)

- 自白していながら録音・録画を拒否する例あり(39頁)。
- 緊張等により供述がしづらくなる(40頁)。
- 被疑者との信頼関係を構築し、被疑者が自由にものが言える状態を作るためには、犯行の動機、背景、被疑者の心情等のほか、犯罪の成否に直接関わりのない事実についても、必ずしも供述調書化を前提としないやり取りをするなど、被疑者が臆せず話せる環境を確保する必要があるが、録音・録画の下で被疑者の供述内容が即時に記録化されることによってそれらが困難となる場合がある(41頁)。

※ 録音・録画を行った4702回の取調べについて、録音・録画を行った結果、被疑者が否認に転じたり、供述が後退するなど、供述内容が変化したとするものは、153回(約3.3%)である(40頁)。

イ 組織や共犯者についての供述がしづらくなること(42頁)

共犯事件や組織的な背景のある事件については、被疑者に対する被疑事実の立証のみならず、共犯者の検挙などさらなる捜査の進展や、組織の実態解明のための情報収集などを目的として、時には供述調書化を前提としないで事情を聴く場合もあり、録音・録画の下では、被疑者の供述内容が即時に記録化されるものであるが故に被疑者が供述自体を控えることにより、それらが困難となる場合がある。

2 取調官側への影響(44頁)

- 録音・録画を意識して十分な説得・追及ができない。
- 録音・録画の下では、被疑者との間で信頼関係を構築することが困難である。

3 関係者のプライバシーへの影響等(45頁)

関係者のプライバシーに関する事項等が記録され、関係者のプライバシーを侵害する可能性がある。